

平成26年6月19日  
危険物保安技術協会

試験確認済証による証明が無効であった強化プラスチック製  
二重殻タンクに対する当協会の措置について

当協会は、「強化プラスチック製二重殻タンクの試験確認済証による証明の無効及び当該タンクに対する当協会の対応状況等について」(平成26年6月2日付け危業第277号)により当協会に型式が登録されていない2つの型式の強化プラスチック製二重殻タンク(以下「FFタンクという。’)が設置されている関係消防機関に対し、当該FFタンクの試験確認済証による証明が無効であった旨を通知しました。

当該FFタンクのうち、一つの型式については、既に新しい試験確認済証(以下「新試験確認済証」という。)の貼付を認めていましたが、今般、もう一つの型式のFFタンクについても、試験確認基準に適合していることが確認されたので、当協会は、当該型式のFFタンクについても、新試験確認済証の貼付を認めるなど、同様の措置をとったことを関係消防機関に通知したのでお知らせします。

「試験確認済証による証明が無効であった強化プラスチック製二重殻タンクに対する当協会の措置について」(平成26年6月19日付け危業第309号)通知文

(連絡先)

危険物保安技術協会

業務課長 杉山

電 話 03 - 3436 - 2353

F A X 03 - 3436 - 2251

